

がいこくせきけんみん かいぎ だい き ていげん たい し さく か そ ち じょう きょう けんとう じょう きょう とう  
外国籍県民かながわ会議（第11期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

ていげんないよう 提言内容		そ ち じょう きょう けんとう じょう きょう とう わいわ わん がつまつじてん 措置状況・検討状況等(令和6年2月末時点) か こ じょう きょう ふく <過去の状況を含む>
1	<p>(1) 災害時の外国人住民支援に役立つ、いろいろな団体が準備している既存のICTツールや資料の存在を各市町村に周知する。</p> <p>(2) 外国籍県民の生活を支援するためのビデオを作成し、神奈川県公式YouTubeチャンネル「かなチャンTV」にアップロードする。</p> <p>(3) 神奈川県で提供している「こんにちは神奈川」について、年3回のハードコピーとPDFでの出版を継続的に更新されるウェブサイトでの提供に代える。</p>	<p>(1)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市町村及び国際交流協会が参加する「災害時外国人住民支援担当者会議」等の機会を活用し、各団体が提供している有用なツールや資料を周知した。（国際課）</li> </ul> <p>(2)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「かなチャンTV」より外国人が視聴する可能性が高い、かながわ国際交流財団のYouTubeチャンネルに、「日本で暮らすための生活ルール」を説明する多言語の動画（かながわ国際交流財団の補助事業「社会制度セミナー」として実施）を掲載した。（国際課）</li> </ul> <p>(3)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「こんにちは神奈川」については、印刷した冊子を県機関、市町村、国際交流協会、外国籍県民支援団体等に送付しているが、追加の発送依頼が寄せられるなど、紙による情報提供も需要がある。したがって、今後も冊子の発行及び県ホームページによる情報提供を継続する。（国際課）</li> </ul>

がいこくせきかんみん かいぎ だい き ていげん たい し さく か そ ち じょう きょう けんとう じょう きょう とう  
外国籍県民かながわ会議（第11期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

ていげんないよう 提言内容		そ ち じょう きょう けんとう じょう きょう とう れいわ わん がつまつじてん 措置状況・検討状況等(令和6年2月末時点) か こ じょう きょう ふく <過去の状況を含む>
<p>2 外国籍県民かながわ会議の発信力向上や委員の知識向上のため、下記のような取組を実施していく必要がある。</p> <p>(1) 県が主催するイベントで外国籍県民かながわ会議を誘致</p> <p>(2) 懇話会との連携を深める</p> <p>(3) かながわ国際交流財団とのコラボ企画</p> <p>(4) 県内の外国人支援活動をしているNPO、NGOとの交流会</p> <p>(5) 委員の知識面を固めるために、見学会（NPO、NGOの取組を理解するために現場を訪問）、学習会（有識者を招き、お話を聞く）を企画</p>		<p>(1)～(5)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多文化共生イベント「あーすフェスタかながわ」に外国籍県民かながわ会議の委員が参加し、外国籍県民かながわ会議について周知した。</li> <li>・外国籍県民かながわ会議で、かながわ国際政策推進懇話会の委員が自らの専門分野について講義する機会を設けた。</li> <li>・外国籍県民かながわ会議で検討中の提言素案について、かながわ国際政策推進懇話会の委員から意見聴取する機会を設けた。</li> <li>・過去に外国籍県民かながわ会議の提言を受けて施策化が実現した制度について、当時の関係者を会議の場に招聘し、実現までの経緯等を説明いただいた。</li> <li>・会議の事務局を務める国際課から、国・県・市町村の役割の違いを説明したり、国や市町村の既存制度を紹介するなど、各委員の協議に資するような対応を実施した。（国際課）</li> </ul>

がいこくせきんみん かいぎ だい き ていげん たい し さく か そ ち じょう きょう けんとう じょう きょう とう  
外国籍県民かながわ会議（第11期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

ていげんないよう 提言内容		そ ち じょう きょう けんとう じょう きょう とう れいわ わん がつまつじてん 措置状況・検討状況等(令和6年2月末時点) かこ じょう きょう ふく <過去の状況を含む>
3	がいこくせきんみん もっと 外国籍県民を最もスピード みぢか 一かつ身近でサポートできる コミュニティーとして、 「町内会」の活用を県から かくしちょうそん ていあん 各市町村に提案していただき たい。また、町内会制度を知 りょう っていただき、利用いただけ るよう外国籍県民への情報 ていきょう けん かくじ ちたい よ 提供も県から各自治体に呼び かけていただきたい。	けん しちょうそん こくさいこうりゅうきょうかいおよ しゃかいふくしきょうぎ かいとう ・県、市町村、国際交流協会及び社会福祉協議会等 せんもんきかん さんか の専門機関が参加する「かながわ自治体の国際政策 けんきゅうかい とう きかい かつよう ちょうないかい かつようおよ 研究会」等の機会を活用し、「町内会」の活用及び がいこくせきんみん じょうほうていきょうとう かん ていげん ないよう 外国籍県民への情報提供等に関する提言の内容を しゅうち こくさいか 周知した。 (国際課)
4	(1) がいこくせき ほこしや たい 外国籍の保護者に対しそ の子息の小学校入学前準備、 がくしゅうないよう ぎょうじ こうない 学習内容、行事、校内での せいかつどう たげんご たいめん 生活等について多言語で対面 なら せつめいかい おこな 並びにZoomで説明会を行う ぐたいてき しょうがつこうせいかつ こと。具体的に小学校生活の どうが さくせい かながわけん 動画を作成し、神奈川県ホームページに載せていただきたい。  (2) せつめいかい かん じぜんこうほう 説明会に関する事前広報 ちから い にも力を入れていただきたい。具体的に県から市町村の こくさいせいかくたんとうか だいしん わが 国際政策担当課へ打診をお願いしたい。	(1)について ・「帰国児童・生徒、外国につながりのある児童・ せいとくういくおよ こくさいきょうしつたんとうしゃれんらくきょうざい とう 生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会」等の しょう ちゅうがつこう こくさいきょうしつ たんとうしゃとう あつ かいぎ 小・中学校の国際教室の担当者等が集まる会議に おいて、異文化理解・多文化共生に関する情報 ていきょう じっし しょうがつこうせいかつ どうが 提供を実施していく。また、小学校生活の動画について もんぶかがくしよう がいこくじんじどう ほごしやむ て、文部科学省より外国人児童・保護者向け どうが 動画「はじめまして！今日からともだち」「おしえて！日本の小学校」のリンクを神奈川県のホームページに載せるか検討していく。 (子ども教育支援課)  (2)について ・各市町村の国際政策担当課に対して、提言の内容 しゅうち こくさいか を周知した。 (国際課)

がいこくせきけんみん かいぎ だい き ていげん たい し さく か そ ち じょう きょう けんとう じょう きょう とう  
外国籍県民かながわ会議（第11期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

ていげんないよう 提言内容	そ ち じょう きょう けんとう じょう きょう とう れいわ わん がつまつじてん 措置状況・検討状況等(令和6年2月末時点) ＜過去の状況を含む＞
<p>5 県立中等教育学校・高等学校やNPO団体などで翻訳や通訳の手伝いをする外国人ボランティアを増やすため、ボランティア活動を支援する予算を立てていただきたい。</p> <p>また、外国人ボランティアの募集を担当する部署と、ボランティア活動に志願する外国人にとって手軽に申請できる制度が必要である。</p>	<p>・日本語を母語としない外国籍生徒等が在籍する県立高等学校及び県立中等教育学校において、生徒の指導上保護者等との意思の疎通を図る為に通訳を必要とする場合、その派遣に係る費用を措置することにより、外国籍生徒等が円滑な学校生活を送れるよう支援を行っている。（高校教育課）</p> <p>・県内NPOの外国人ボランティアに関する情報を収集するために、関係団体へヒアリングを実施した。（NPO協働推進課）</p>
<p>6 介護保険制度に関する基礎知識や、介護認定からサービス利用までの流れ等を分かりやすく多言語で説明するリーフレットを作成し、介護が必要になる前から介護保険制度の知識が得られるよう情報発信していただきたい。</p> <p>介護に関する専門的な教育人材の育成を進めるとともに、健康維持や居場所づくりのため外国籍の高齢者の交流事業も立ち上げていただきたい。高齢になり人生の最期を迎えることについて、じっくり時間をかけて考える機会と、それを支えるサポート体制が必要である。</p>	<p>・介護保険制度の多言語対応版リーフレットを厚生労働省が作成し、県ホームページにおいてもリンクして情報発信している。（高齢福祉課）</p> <p>厚生労働省ホームページ：介護保険制度について（多言語リーフレット）  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10548.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10548.html</a></p> <p>県ホームページ：介護保険制度について  <a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f812/index.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f812/index.html</a></p> <p>・外国人住民も安心して暮らすことができるよう、日本の社会制度を学ぶセミナーを実施し、介護保険の基本的な仕組みと利用の流れや介護サービスについて外国籍県民向けに説明する機会を設けた。（国際課）</p>

がいこくせきけんみん かいぎ だい き ていげん たい し さ く か そ ち じ ょ う き よ う け ん と う じ ょ う き よ う と う  
外国籍県民かながわ会議（第11期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容		措置状況・検討状況等(令和6年2月末時点) ＜過去の状況を含む＞
7	かながわけん こどもの権利に関する条例を制定してほしい。子どもを取り巻く環境を改善し、子どもの権利を守る社会にしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」の改正において、子どもの権利条約の4つの原則（差別の禁止、子どもの最善の利益、生命、生存及び発達に対する権利、子どもの意見の尊重）を盛り込むことを検討している。           <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての子どもが精神的・身体的・社会的に将来にわたって幸福な状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、全ての子どもが権利の主体として尊重されることを明確に打ち出し、子どもの目線に立った施策を推進するための条例としていく。（次世代育成課）</li> </ul> </li> <li>令和2年度から社会的養護が必要な子どもたちに対して「子どもの意見表明等支援事業」を実施している。特に令和6年度からは改正児童福祉法が施行されることから、事業を拡大し展開する予定としている。（子ども家庭課）</li> </ul>
8	がいこくせきけんみん い け ん に ほ ん し ゃ か い 外国籍県民の意見が日本社会に反映されるよう、永住など長期にわたり滞在する外国籍県民に対して地方参政権を与えるよう要請する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方参政権の制度化については、国の動向を注視しながら、十分に議論を深める必要がある。（国際課）</li> </ul>

がいこくせきんみん かいぎ だい き ていげん たい し さ く か そ ち じ う き う けん と う じ う き う と う  
外国籍県民かながわ会議（第11期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容	措置状況・検討状況等(令和6年2月末時点) ＜過去の状況を含む＞
<p>9 外国籍県民への教育支援として、以下の内容を実施していただきたい。</p> <p>(1) 公立小中学校向けの分かりやすい日本語、母語を用いたオンライン教材の作成</p> <p>(2) 新設夜間中学校、在県枠高校に入学した生徒への支援強化</p> <p>(3) 地域の日本語教室の目標ある日本語学習実現に向けた体系化</p>	<p>(1)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「帰国児童・生徒、外国につながりのある児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会」等の小・中学校の国際教室の担当者等が集まる会議において、異文化理解・多文化共生に関する情報提供を実施していく。（子ども教育支援課）</li> </ul> <p>(2)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県教育委員会主催の「相模原市夜間中学広域連携協議会」において、夜間中学の生徒に対する日本語指導のあり方について協議した。</li> <li>・県教育委員会主催の「県教育委員会と自主夜間中学との意見交換会」において、日本語指導に関するノウハウを教えていただいた。</li> <li>・相模原市の夜間中学では、日本語指導講師を2名配置しており、講師を中心に関係員で日本語指導にあたっている。（子ども教育支援課）</li> </ul> <p>・横浜北東・川崎地区で外国につながりのある生徒への支援を行っている。川崎高校に拠点を置き、NPO、日本語指導員、大学生、地域ボランティアなどの地域人材を活用し、多言語による週末地域日本語・学習支援などを行っている。</p> <p>・日本語を母語としない生徒に対して、学校が多文化教育コーディネーターと日本語支援に関する計画を立て、地域のサポーターを派遣し、学習や学校生活に係る支援を行っている。</p> <p>・外国につながりのある生徒が多く在籍する県立高等学校に外国につながりのある生徒の学習活動に必要な学習支援員を派遣し、必要な学習に係る支援を行っている。</p> <p>・日本語を母語としない外国籍生徒等が在籍する県立高等学校及び県立中等教育学校において、生徒の指導上保護者等との意思の疎通を図る為に通訳を必要とする場合、その派遣に係る費用を措置することにより、外国籍生徒等が円滑な学校生活を送れるよう支援を行っている。（高校教育課）</p>

がいこくせきけんみん かいぎ だい き ていげん たい し さ く か そ ち じ う き よう けんとうじ う き よう と う  
外国籍県民かながわ会議（第11期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

ていげんないよう 提言内容		そ ち じ う き よう けんとうじ う き よう と う れ い わ ね ん が つ ま つ じ て ん 措置状況・検討状況等(令和6年2月末時点) か こ じ う き よう ふく <過去の状況を含む>
9		<p>(3)について</p> <p>• 令和2年3月に取りまとめた「かながわの地域日本語教育の施策の方向性」に沿って、広域自治体として、各市町村や地域の実情に応じた調整・支援を行っている。 (国際課)</p> <p>• 市町村が実施する日本語ボランティアの養成・研修等に対して、財政的支援を行っている。また、将来的に市町村で実施可能となるような、専門家による体系的な日本語講座を県モデル事業として実施している。 (国際課)</p>
10		<p>(1)について</p> <p>• 外国人起業家に限らず、県では初期費用の助成は行っていないが、一定の条件を満たせば、利率などが優遇されている創業支援融資を利用ができる。 (中小企業支援課)</p> <p>(2)について</p> <p>• 県内3つの拠点で実施する「HATSU起業家支援プログラム」において、国籍にかかわらず神奈川県においてビジネスアイディアの事業化に取り組む起業準備者を支援している。また、SHINみなとみらい等において、日本で起業する外国人に必要とされる在留資格である「経営・管理」の特例制度(スタートアップビザ)について、説明を行っている。</p> <p>(3)について</p> <p>• 外国人を含めた創業希望者に、(公財)神奈川産業振興センターなどの支援機関で経営相談など各種相談に応じるとともに、必要に応じて、専門機関等への橋渡しを行っている。 (中小企業支援課)</p>

がいこくせきけんみん かいぎ だい き ていげん たい し さ く か そ ち じ ょ う き ょ う け ん と う じ ょ う き ょ う と う  
外国籍県民かながわ会議（第11期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容	措置状況・検討状況等(令和6年2月末時点) <過去の状況を含む>
10	<p>(3)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IT事業等県が対象とする特定の分野での起業を目指す外国人に対し、神奈川県行政書士会に所属する外国语での対応が可能な行政書士（中小企業診断士）を紹介し、在留資格（かながわスタートアップ・ビザ）の取得等に必要な諸手続の支援を行う。（産業振興課）</li> </ul> <p>(4)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内の中小企業で働く外国人労働者を対象とした、職場でスムーズにコミュニケーションをとれるようになる日本語の習得を目的とした日本語教室の開催を予定している。実施形態については検討中。（雇用労政課）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>神奈川県内の外国人起業家の名簿作成及びネットワークの構築については、対象者の把握や線引きが困難であり、県の施策として実施すべきか疑義があるため、現状は実施しない。（国際課）</li> </ul>

がいこくせきけんみん かいぎ だい き ていげん たい し さ く か そ ち じ う き よう けんとうじ う き よう と う  
外国籍県民かながわ会議（第11期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

ていげんないよう 提言内容	そ ち じ う き よう けんとうじ う き よう と う れ い わ ね ん が つ ま つ じ て ん 措置状況・検討状況等(令和6年2月末時点) かこじょうきょうふく <過去の状況を含む>
11 公立学校にインターナショナル・コースを導入し、安価で英語教育が受けられる環境を提供していただきたい。  国際的な環境で日本人及び外国籍の子どもたちが一緒に勉強する事で、多文化共生も実現できると考える。  また、色々な国の子どもたちが参加することも考慮し多言語サークル（継承語の習得のため）の設立も強くおすすめする。	<p>・県立高校の中には、海外に長期滞在して帰国した生徒や神奈川県在住の外国籍を持つ生徒を対象に、在県外国人特別募集、海外帰国生徒特別募集を実施したり、横浜国際高校に国際課を設置するなどして、国際化への対応を図るとともに、多文化共生社会の実現に向けた取組を行っている。</p> <p>・外国につながりのある生徒数が多く在籍している学校では、様々な国や民族の文化を発信し、ともに生活していく社会づくりを目指した「多文化クラブ」など、設置している学校もある。（高校教育課）</p> <p>・英語教育については、国際バカロレア認定推進校の指定により、国際バカロレア機構の定める教育課程の運用・改善を行い、当該推進校の取組の成果をいかして、県立高校全体の英語教育の充実を図っている。</p> <p>・英語資格、検定試験の受験を促進するため、必要な支援を実施することで、生徒の英語力の定着と向上を図るとともに、各学校の授業改善等の取組を推進している。</p> <p>・生徒に豊かな国際感覚と高い実践的英語力を育成するため、海外留学支援や海外との交流等を実施するほか、留学に向けた意識を向上させる取組を実施している。</p> <p>・外国につながりのある生徒への教育機会の提供と学習支援を実施している。（教育局総務室）</p>